

## 今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰及び今治市内のタクシー運転手の担い手不足の影響により、経営環境が厳しい状況下にある一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに掲げる一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下「タクシー事業者」という。）の生産性向上を支援するとともに、地域内の公共交通サービスの充実及びデジタル化を推進するため、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、今治タクシー事業協同組合（今治地域において複数のタクシー事業者が協同で運営する組合をいう。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が今治市内複数のタクシー事業者と協同で運用する今治市内のタクシー配車を目的としたスマートフォン向けのアプリケーションに係るシステム、サービス及び機材の導入、構築並びに運用に関する事業（以下「今治市タクシー地域アプリ」という。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業のうち、今治市タクシー地域アプリに関する経費であって、次に掲げる経費とする。

- (1) システム導入及び構築に係る経費（システム及びクラウドサービス等の導入、構築及び設定並びにテストに係る経費）
- (2) システム運用の機材等に係る経費（設置する機材、充電機材、配車システムとの連携のために必要なソフトウェアに係る経費）
- (3) 令和9年2月28日までのシステム運用に係る経費（本格運用開始後、システム及びクラウドサービス等の使用料及び運用保守に係る経費）

2 前項の規定において、次に掲げる経費は補助対象外の経費とする。

- (1) タクシー配車の基本機能以外のオプション機能に係る経費
- (2) システム構築後の機材トラブル、故障、汚損、破損、紛失等による交換又は修繕等に係る経費
- (3) システム構築及び運用に伴う補助対象者の出張及び旅費等に係る経費

- (4) 補助対象者が運用するホームページの修正その他参加するタクシー事業者が運用するホームページの修正に係る経費
- (5) 補助対象者及びタクシー事業者の個別的な広告等チラシの内容を含めた印刷製本等に係る経費
- (6) その他市長が補助することが適当でないと認められる経費  
(補助率)

第5条 補助率は、補助対象経費に係る経費に対し、10分の10の金額とする。ただし、千円未満の端数については、切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年6月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に関する見積書及び内訳書の写し
- (4) 事業に参加するタクシー事業者及び台数の一覧（予定）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、又は補正を求め、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付が適当と認めた場合は、補助対象者に対し今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定において、市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定において、補助金の交付が適当でないと認めた場合は、適当でない旨の理由を付した上で、補助対象者に対し今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の変更承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に掲げる基準により、事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費

補助金変更等承認申請書（別記様式第4号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、申請内容の補正又は軽微な変更を求める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) その他市長が事業計画等の変更が必要と認めるとき。

2 前項の規定において、事業者数及び台数の変更等については、変更の承認を行わないものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定変更（承認・不承認）通知書（別記様式第5号）により、当該申請をした補助事業者に対し通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後、当該補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、補助事業の中止又は廃止を認めたときは、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定取消等通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に対し通知する。

（状況報告及び調査）

第10条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告させ、又は現地調査等を行うことができる。

（事業遂行の指示）

第11条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の交付を決定した日の属する年度の3月10日までに、速やかに今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 事業に参加するタクシー事業者及び台数の一覧（確定）
- (4) 経費の支払を証する書類の写し
- (5) 備品を購入した場合はその備品の写真
- (6) その他実施状況の分かる資料、写真等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付請求書（別記様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第15条 市長は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第11号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業の効果を確認するため、補助事業完了後3年間において、実施状況報告書（別記様式第12号）を提出させるものとする。

2 前項の事業実施状況の報告は、毎年度9月末時点及び3月末時点の事業に参加するタクシー事業者の一覧、台数及びタクシー配車の利用状況の推移等とする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定取消等通知書(別記様式第7号)により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(調査等)

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得した財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(市の事業協力)

第22条 市長は、第1条の補助目的に鑑み、補助事業者が行う今治市タクシー地域アプリの利用向上に向けた取り組みを継続的に支援するため、事業開始後の3年間においては、市のホームページその他広報媒体を使用した周知等の協力を努めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。



(別紙 1)

事業計画書

事業名	今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業
事業者名 (申請者)	
総事業費	金 円 (収支内訳については別紙2のとおり)
参加事業者数 (予定)	社 (内訳については別紙3のとおり)
導入構築 (予定)	年 月 日 から 年 月 日 まで
運用開始 (予定)	年 月 日 から 本格運用開始予定
事業概要	(事業の概要を記載してください。)
サービス 提供エリア	(サービス提供エリアを記載してください。)
事業効果 指標設定	(事業の効果を確認するための指標を記載してください。)
事業の効果 達成目標	(設定した指標に対し達成目標を記載してください。)
備考	

(別紙2)

収支予算書

補助対象経費の合計 (表中のBと同じ)	補助金申請額	総事業費 (表中のDと同じ)
	(千円未満切り捨て)	
円	円	円

収入の内訳	収入項目	金額	内訳
	市補助金	円	※「補助金申請額」と同じです。
	自己負担額	円	
	その他の収入	円	
A	収入合計	円	

補助対象経費	支出項目		金額	内訳
	事業費	システム導入及び構築に係る経費	円	
		システム運用の機材等に係る経費	円	
		システム運用に係る経費	円	
B	補助対象経費の合計	円		
C	補助対象外経費	円	(主な内訳を記載してください)	
D	支出合計 (B+C)	円		

※収支に関する見積書(内訳を含む。)及びカタログ等の写しを添付すること。



今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定通知書

所在地  
団体等名  
代表者 様

今治市長

年 月 日付けをもって申請のありました今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金については、次のとおり条件を付けて交付します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 支払の時期
- 3 条件
  - (1) 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
  - (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
  - (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
  - (5) この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。この場合は、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金を併せて支払わなければならない。
  - (6) この補助金の使途については、国の会計監査及び今治市監査委員の監査等を受けることがある。
  - (7) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

別記様式第3号（第7条関係）

今治市指令記号第 号  
年 月 日

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金不交付決定通知書

所在地  
団体等名  
代表者 様

今治市長

年 月 日付けをもって申請のありました今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金については、次のとおり交付しないことを決定したので通知する。

記

補助金を交付しない理由

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請する。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更による交付希望補助金額 金 円

- ※ 補助事業の変更部分を分かりやすく記載すること。
- ※ 必要に応じて、変更後の事業計画書等を添付すること。
- ※ 変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

別記様式第5号（第8条関係）

今治市指令記号第 号  
年 月 日

所在地  
団体等名  
代表者

今治市長

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定変更（承認・不承認）通知書

記

年 月 日付けで申請のあった今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金に係る事業の変更については、次のとおり（承認・不承認）したので通知する。

承認の内容又は不承認の理由

年 月 日

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金（中止・廃止）承認申請書

（宛先）今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金に係る事業について（中止・廃止）したいので、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請する。

記

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の時期

3 天災地変等補助事業者の責任に帰さない事情の変更による中止により特別に必要となった次に掲げる経費の金額

金 \_\_\_\_\_ 円

（1） 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2） 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

\*内訳書及び領収書の写しを添付すること

別記様式第7号（第9条及び第17条関係）

今治市指令記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け今治市記号第 号をもって交付決定のあった、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金については、次のとおり取消しすることに決定したので通知する。

記

- 1 取消しの範囲及び理由
- 2 一部取消しの場合  
変更後の補助金交付決定額 金 円
- 3 天災地変等補助事業者の責任に帰さない事情の変更による中止の場合で、特別に支出する経費に対する補助金額

交付決定額 円

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け今治市記号第 号で交付決定のあった、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金に係る事業が完了したので、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の名称

2 補助事業に要した経費（総事業費） 円

3 補助金交付決定額 円

4 添付書類

- （1） 事業報告書（別紙 1）
- （2） 収支決算書（別紙 2）
- （3） 事業に参加するタクシー事業者及び台数の一覧（確定）（別紙 3）
- （4） 経費の支払を証する書類の写し
- （5） 備品を購入した場合はその備品の写真
- （6） その他実施状況の分かる資料、写真等
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(別紙1)

事業報告書

事業名	今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業
事業者名 (報告者)	
総事業費(確定)	金 円(収支内訳については別紙2のとおり)
参加事業者数 (確定)	社(内訳については別紙3のとおり)
導入構築(確定)	年 月 日 から 年 月 日 まで
運用開始(確定)	年 月 日 から 本格運用開始
事業の内容 得られた効果	
備考	

(別紙2)

収支決算書

補助対象経費の合計 (表中のBと同じ)	補助金申請額	総事業費 (表中のDと同じ)
円	(千円未満切り捨て) 円	円

収入の内訳	収入項目	金額	内訳
	市補助金	円	※「補助金申請額」と同じです。
	自己負担額	円	
	その他の収入	円	
A	収入合計	円	

補助対象経費	支出項目		金額	内訳
	事業費	システム導入及び構築に係る経費	円	
		システム運用の機材等に係る経費	円	
		システム運用に係る経費	円	
B	補助対象経費の合計	円		
C	補助対象外経費	円	(主な内訳を記載してください)	
D	支出合計 (B+C)	円		

※収支に関する見積書(内訳を含む。)及びカタログ等の写しを添付すること。



今治市指令記号第 号  
年 月 日

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金額確定通知書

所在地  
団体等名  
代表者 様

今治市長

年 月 日付け今治市記号第 号で交付決定の通知をした、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |

※支払には、別途請求書が必要となります。

（宛先）今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定のあった、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金について、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定のあった、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金について、今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

年 月 日

（宛先） 今治市長

所在地  
団体等名  
代表者  
電話番号

年度 今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金実施状況報告書

今治市タクシー地域アプリ導入等支援事業費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり実施状況報告書を提出する。

記

1 実績数値

	当該年度の数値	前年度の数値	増 減
（設定した指標）	（単位）	（単位）	（単位）
（設定した指標）	（単位）	（単位）	（単位）

2 事業実施の課題と改善点